

## サンマリン浜田利用許可申請について

利用日が6カ月を超える場合のサンマリン浜田利用許可申請の受付は、サンマリン浜田条例施行規則第2条2項に定めるとおり、利用開始の日の属する月の6ヶ月前の月の1日から電話又はサンマリン浜田利用許可申請書の提出を受けた順番とします。